

後期高齢者医療の 被保険者の皆さんへ

問合せ 国保年金課医療係

保険料率は昨年度と同じです

後期高齢者医療保険に加入している人の今年度の保険料率などは、昨年度と同様で以下の通りです。

均等割額 45,761円

所得割率 9.00%

保険料額＝45,761円＋（平成26年中の所得金額－33万円）×9.00%

※100円未満は切捨てで限度額は57万円です。

所得金額などに応じて均等割額が2～9割軽減される場合もあります。平成27年度の保険料は、7月中旬に届く決定通知書でご確認ください。年金や口座振替以外の人は納付書が同封されますので、お近くの指定金融機関でお支払いください。

限度額適用・ 標準負担額減額認定証の更新

限度額適用・標準負担額減額認定証は、入院時の医療機関窓口での負担（食事代など）が軽減される認定証です。現在使用している認定証の有効期限は7月31日（金）です。認定証の交付を受けている人で、27年度も対象になる人には、8月以降に使用する認定証を7月下旬に郵送します。

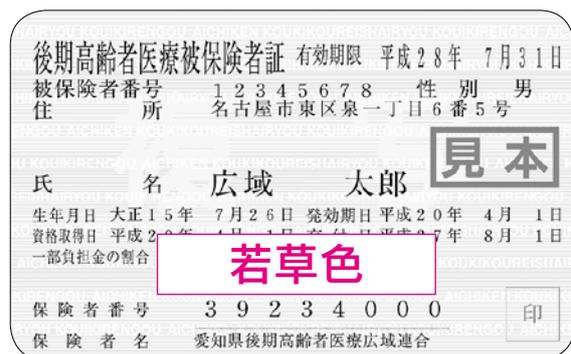
新しい保険証を 7月下旬に送付します

現在使用している保険証の有効期限は7月31日（金）です。8月1日（土）から使用する保険証を7月下旬に簡易書留郵便で送付します。

簡易書留郵便は、受け取る時に受領印またはサインが必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、案内に従って受け取ってください。

有効期限の切れた古い保険証は、市役所、各公民館（西端を除く）、農業者コミュニティセンター、南部・東部市民プラザに設置している保険証回収箱へ返却するか、個人で細かく裁断するなどして破棄してください。

保険証は有効期限を過ぎると使用できません。8月1日（土）以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい若草色の保険証を提示してください。



△新しい保険証はオレンジ色から若草色に変わります。

碧南市子宮頸がん予防ワクチン 接種後の症状に対する医療支援

予防接種後に、現在も持続的な痛みなどの症状があるため医療を受けている人が、今後も適切な医療を受けられるよう7月1日（水）から支援を開始します。

まずは、保健センターにご相談ください。

内容 症状に係る医療費および医療手当の給付

対象 次のすべてに該当する人

- ・本市が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた人
- ・現在も持続的な痛みなどがあり日常生活に支障が生じている人（要受診証明書）
- ・症状について、本市に相談し、予防接種副反応報告書が医師から提出されている人

問合せ 健康課母子保健係 ☎(48)3751

地球を冷やそう！打ち水大作戦

問合せ 環境課環境保全係

打ち水は夏の暑さをしのぐために地面に水をまき、その水が蒸発することで地表面の熱が奪われ、周囲の気温を下げる効果があります。場所によりますが、1㎡に1リットルの水をまくと、外気温が2℃ほど下がると言われています。

地球温暖化が進んでいる今、冷房を使わずに夏を快適に過ごすために打ち水をしてみませんか。水道水は使わずに、お風呂の残り湯などを有効に使いましょう。

打ち水隊大募集

雨水を利用して、元気ツス！へきなんで一緒に打ち水をしませんか。当日アナウンスで呼びかけますので、是非ご参加ください。

とき 7月25日（土） 15時30分～16時

ところ 市役所前道路およびその周辺